

平成18年8月11日

各位

上場会社名 プレジジョン・システム・サイエンス株式会社
(コード番号: 7707)
本店所在地 千葉県松戸市上本郷 88 番地
問い合わせ先 取締役業務本部長 秋本 淳
TEL 047-303-4800
URL <http://www.pss.co.jp/>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款一部変更に関する議案を、平成18年9月23日開催の当社第21回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

<会社法施行に伴う変更等>

- (1) 「会社法」(平成17年法律第86号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)及び「会社法施行規則」(平成18年法務省令第12号)等が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、現行定款の一部について、次のとおり変更を行うものであります。
「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、当社の定款には、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く旨、ならびに株式については株券を発行する旨及び株主名簿管理人(現行定款では名義書換代理人)を置く旨の定めがあるものとみなされることとなるため、規定の新設又は所要の変更を行うものであります。
株主総会参考書類等を、インターネットを利用する方法により開示することで株主に提供したものとみなすことが認められたことに伴い、株主総会招集手続の合理化及び費用の削減を図るための規定を新設するものであります。
株主総会における代理人に関する要件を明確にするため、現行定款第13条(議決権の代理行使)を変更するものであります。
取締役会の書面決議が認められたことに伴い、取締役会の機動的かつ効率的な運営を図るため、取締役会の書面決議を可能とする規定を新設するものであります。
社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有能な人材を招聘できるよう、現行定款第27条(監査役の責任免除)に、社外監査役との間で賠償責任を限定する契約の締結を可能とする規定を新設するものであります。(なお書削除)
会計監査人の選任の方法、任期、報酬等に関する規定を新設するものであります。
その他、「会社法」の施行に伴い、文言の修正、引用条文の変更等、所要の変更を行うものであります。
- (2) インターネットの普及に伴い、公告期間中に継続して掲載することにより、公告閲覧の利便性を高めることを目的として、電子公告制度を導入するとともに、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるため、現行定款第4条(公告の方法)を変更するものであります。
- (3) 特定新規事業実施円滑化臨時措置法第8条の規定に基づく新株引受権が全部行使されたため、現行定款第6条(新株発行の特例)を削除するものであります。
- (4) その他、条文の新設、削除、移設に伴う条数の変更、文言の整備等を行うものであります。

< 買収防衛策の導入に伴う変更 >

(1) 当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する不適切な買収を防止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために、新株予約権無償割当てを用いた買収防衛策を導入することが、当社にとって必要であると考えております。

会社法によれば、取締役会設置会社は、取締役会決議により新株予約権無償割当てに関する事項を決定できますが、株主の皆様の意思をよりよく反映させるために、買収防衛策の一環として新株予約権無償割当てを行うにつきましては、株主総会の決議により新株予約権無償割当てに関する事項を決定する、又は株主総会で一定の条件を定め、当該条件に従って新株予約権無償割当てに関する事項を決定することを取締役会に委任していただく、ことが望ましいと考えております。

そこで、会社法第 278 条第 3 項但書に基づき、新株予約権無償割当てに関する事項の決定について上記及びの方法によることが可能となるように根拠規定として定款第 11 条を新設するものであります。

(2) 新株予約権無償割当てが行われ、新株予約権が行使される場合または当社が新株予約権を取得すると引換に当該新株予約権の新株予約権者に対して当社株式を交付する場合には、最大で当社の発行済株式総数と同数の株式が新たに発行されることとなりますので、これに備えて現行定款第 5 条を変更し、発行可能株式総数を増加するものであります。

(注) 本買収防衛策の具体的な内容・詳細については、平成 18 年 8 月 11 日に発表いたしました「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入に関するお知らせ」をご覧ください。

2. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 9 月 23 日（土）
 定款変更の効力発生日 平成 18 年 9 月 23 日（土）

3. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(_____ 下線部は変更箇所です。)

現行定款	変更案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商号)	(商号)
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
<u>1</u> . 理化学機器の加工、修理、運搬、据付及びこれ等に関連するサービス	<u>(1)</u> 理化学機器の加工、修理、運搬、据付及びこれ等に関連するサービス
<u>2</u> . 測定器械器具・計量器及び付属品の製造、販売及び輸出入	<u>(2)</u> 測定器械器具・計量器及び付属品の製造、販売及び輸出入
<u>3</u> . 計測機器・理化学機器及びこれ等に関連する制御装置の製造、販売及び輸出入	<u>(3)</u> 計測機器・理化学機器及びこれ等に関連する制御装置の製造、販売及び輸出入
<u>4</u> . 医療用具の製造、販売及び輸出入	<u>(4)</u> 医療用具の製造、販売及び輸出入
<u>5</u> . 医療診断用医薬品及び医薬部外品・医療診断用化学品・試薬・その他の材料の製造、販売、及び輸出入	<u>(5)</u> 医療診断用医薬品及び医薬部外品・医療診断用化学品・試薬・その他の材料の製造、販売、及び輸出入
<u>6</u> . 医療診断用機械器具及びこれ等に関連する製品・部品・付属品の製造、販売、及び輸出入	<u>(6)</u> 医療診断用機械器具及びこれ等に関連する製品・部品・付属品の製造、販売、及び輸出入
<u>7</u> . 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権の企画・立案	<u>(7)</u> 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権の企画 <u>及び</u> 立案
<u>8</u> . 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権の取得、管理	<u>(8)</u> 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権の取得 <u>及び</u> 管理
<u>9</u> . 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権の売買・運用	<u>(9)</u> 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権の売買 <u>及び</u> 運用

10. 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権の実施許諾、使用許諾 11. 前各号に付帯関連する一切の業務	(10) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産権の実施許諾及び使用許諾 (11) 前各号に付帯関連する一切の業務
(本店所在地) 第3条 (条文省略)	(本店所在地) 第3条 (現行どおり)
(新設)	(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人
(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
第2章 株式及び端株 (発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、133,984株とする。	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、171,200株とする。
(新株発行の特例) 第6条 当社は、特定新規事業実施円滑化臨時措置法第8条の規定による新株の発行をすることができる。	(削除)
(新設)	(株券の発行) 第7条 当社の株式については、株券を発行する。
(株式取扱規程) 第7条 当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、端株の買取請求の取扱、実質株主通知の受理、株券喪失登録の手続、その他株式及び端株に関する手続並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。	(削除)
(名義書換代理人) 第8条 当社は、株式及び端株につき名義書換代理人を置く。 2 名義書換代理人及びその取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、株券喪失登録の手続、届出の受理、端株の買取請求の取扱等株式及び端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。	(株主名簿管理人) 第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。
(新設)	(株式取扱規程) 第9条 当社の株式に関する取扱い及び手数料

	は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
(基準日) 第9条 当社は毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。前項のほか、株主、登録質権者又は端株主として権利を行使すべき者を定めるため必要あるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。	(基準日) 第10条 当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。
第3章 株主総会 (新設)	第3章 株主総会 (新株予約権無償割当ての決定機関) 第11条 新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、又は株主総会決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。
(新設)	(招集地) 第12条 株主総会は、本店所在地又はこれに隣接する地のほか、東京都区内において招集する。
(招集) 第10条 当社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3ヶ月内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。 2 株主総会は、本店の所在地若しくはこれに隣接する地又は東京都区内においてこれを招集する。	(招集) 第13条 当社の定時株主総会は、毎年9月にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要あるときに随時これを招集する。 (削除)
(招集者及び議長) 第11条 株主総会は取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。	(招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
(新設)	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
(決議の方法) 第12条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。 2 商法第343条に定める特別決議は、	(決議の方法) 第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 2 会社法第309条第2項に定める決議は、

<p>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってする。</p>	<p>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>(議決権の代理行使) 第13条 株主は当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使) 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(議事録) 第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録する。</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第14条 当会社に取締役10名以内を置く。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第19条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p>
<p>(選任) 第15条 取締役は株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。 3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(選任方法) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>
<p>(任期) 第16条 取締役の任期は就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(取締役会) 第17条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときには、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。 2 取締役会招集の通知は、会日の3日前までに各取締役及び監査役に対して発するものとする。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 3 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会規程による。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第18条 取締役会の決議により、当会社を代表すべき取締役若干名を定める。 2 取締役会の決議により、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>
<p>(報酬) 第19条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総</p>	<p>(削除)</p>

<p>会の決議をもってこれを定める。</p>	
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長) <u>第23条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 <u>2</u> 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の招集通知) <u>第24条</u> 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 <u>2</u> 取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議方法等) <u>第25条</u> 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。 <u>2</u> 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の議事録) <u>第26条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。 <u>2</u> 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会規程) <u>第27条</u> 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(報酬等) <u>第28条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会において定める。</p>
<p>(取締役の責任免除) <u>第20条</u> 当会社は、取締役会の決議をもって、商</p>	<p>(取締役の責任免除) <u>第29条</u> 当会社は、会社法第426条第1項の規定</p>

<p>法第266条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>2 当社は、商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、400万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が定める額のいずれが高い額とする。</p>	<p>により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、400万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれが高い額とする。</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>（員数）</p> <p>第21条 当社に監査役3名以内を置く。</p>	<p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>（員数）</p> <p>第30条 当社の監査役は、3名以内とする。</p>
<p>（選任）</p> <p>第22条 監査役は株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</p>	<p>（選任方法）</p> <p>第31条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>（任期）</p> <p>第23条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p>	<p>（任期）</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>（常勤監査役）</p> <p>第24条 監査役は、互選により、常勤監査役を定める。</p>	<p>（常勤の監査役）</p> <p>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>
<p>（監査役会）</p> <p>第25条 監査役会召集の通知は、会日の3日前までに、各監査役に対して発するものとする。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>（監査役会の招集通知）</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときには、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>
<p>（新設）</p>	<p>（監査役会の決議方法）</p> <p>第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>
<p>（新設）</p>	<p>（監査役会の議事録）</p> <p>第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。</p>
<p>（新設）</p>	<p>（監査役会規程）</p> <p>第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定</p>

	款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。
(報酬) 第26条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。	(報酬等) 第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
(監査役の責任免除) 第27条 当社は、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令が定める範囲で免除することができる。	(監査役の責任免除) 第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、400万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。
(新設)	第6章 会計監査人 (選任方法) 第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
(新設)	(任期) 第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
(新設)	(報酬等) 第42条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。
第6章 計算 (営業年度) 第28条 当社の営業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとし、毎営業年度末に決算を行なう。	第7章 計算 (事業年度) 第43条 当社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの1年とする。
(利益配当) 第29条 利益配当は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録質権者並びに同決算期現在の端株原簿に記載又は記録された端株主に対して支払う。	(剰余金の配当) 第44条 剰余金の配当は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。
(中間配当) 第30条 取締役会の決議により、毎年12月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録質権者並びに同日現在の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し、商法293条ノ5の規定による金銭の配分(以下、中間配当という。)を行なうことができる。	(中間配当) 第45条 当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 31 条 利益配当金及び中間配当金がその支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p>第 46 条 剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

以上